令和6年12月号

墨染交番だより

伏見警察署
☎602-0110
墨染交番
☎641-1715

年末の交通事故防止府民運動

◆**実施期間**　令和6年12月1日(日)～12月10日(火)までの10日間

◆**運動スローガン**　『ゆずりあう　心がつなぐ　京の道』

飲酒運転の根絶

飲酒運転をした人も させた人も罪に問われます！

酒類提供の禁止

飲酒運転車両への同乗の禁止

車両提供の禁止

四輪・二輪・自転車
特定小型原動機付自転車
も飲酒運転禁止

重要　令和6年11月1日から**自転車**の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗、自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

注意　**なお、自転車は車道の左側通行が原則です。**

不審な訪問業者に注意

墨染交番管内において、**「給湯器の点検に来ました。」「家を見せてください。」**と不審業者が家を訪ねてくる事案が**先月に引き続き発生**しています。

訪問者が来たら最初に…

小窓やドアスコープで確認
インターホン越しに対応する
→ 知らない人物の時は扉を開けない

必要があって対応する時は…

ドアチェーン等を掛けたまま対応
窓や２階から対応する
→ 相手が家の中に入る隙を作らない
等、相手を家に入れないように心掛けましょう。

◆12月10日から16日は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

警察では、北朝鮮による拉致容疑事案等について、国内外の関係機関と連携しつつ、新たな情報の収集等、所用の捜査・調査を継続しています。

北朝鮮当局による人権侵害問題についての認識を深めていただくとともに、北朝鮮による拉致容疑事案の解決に府民の皆さまのご協力をお願いいたします。

京都府警察ホームページに**「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」**について掲載しています。皆さまからの情報提供をお待ちしております。

大麻の所持や使用は違法です！

令和６年12月12日から大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律により、

大麻は所持だけでなく、使用（施用）も禁止

されることになりました。

ここ数年、大麻による２０歳未満の若者の検挙が急増しています。

その場の雰囲気や友達などの誘いで大麻に手を出さないでください！

大麻草

千年を守る　未来を創る

回覧